

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和6年4月23日（令和6年（行情）諮問第502号）

答申日：令和7年11月21日（令和7年度（行情）答申第607号）

事件名：「米国国防関連等資料集」の最新版の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年2月27日付け情報公開第02588号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

不開示決定の取消し。

改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、令和4年12月27日付けで受理した審査請求人からの本件対象文書の開示請求に対し、法10条2項による開示決定期限の延長を行った後、不開示（不存在）とする決定を行った（原処分）。

これに対し、審査請求人は、令和5年3月4日付けで、不開示決定の取消しを求める旨の審査請求を行った。

2 原処分について

外務省では該当する文書は作成・取得していないため、不開示（不存在）とした。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきであると主張する。しかしながら、上記2のとおり、外務省では該当する文書は、作成・取得していないため保有しておらず、不開示（不存在）の決定を行

ったものである。

4 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年4月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 令和7年11月17日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書に該当する文書は作成又は取得しておらず、本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、開示請求書に「「米国国防関連等資料集」(2018—00158)の更新された最新版」と記載されていることから、別件開示請求(開示請求番号2018—00158)で特定された「米国国防関連等資料集」(以下「本件資料集」という。)の最新版の開示を求めているものと解した。

イ 本件資料集は、米国の国防に関連する情報について、平成29年12月に部内執務参考用資料として外務省が作成した文書である。

ウ 本件資料集は、作成された平成29年12月から本件開示請求受付日の令和4年12月27日まで改訂されていないため、本件対象文書を保有していない。

エ 本件審査請求を受け、念のため、外務省の関係部署において、改めて執務室内、書庫及び共有フォルダ等の探索を行ったが、本件対象文書に該当する文書の存在は確認できなかった。

(2) 本件資料集を改訂していなかったため、本件対象文書を保有していないなどとする諮問庁の上記(1)イ及びウの説明は、特段不自然、不合理とはいえず、これを否定することができない。

上記(1)エの探索範囲等も不十分であるとはいえず、審査請求人において本件対象文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関

する主張等もないことからすると、外務省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙（本件対象文書）

「米国国防関連等資料集」（２０１８－００１５８）の更新された最新版